

# 第242回 大阪海区漁業調整委員会 次 第

1 日 時 令和4年7月28日（木）  
午後3時30分から

2 場 所 大阪府咲洲庁舎 23階  
海区委員会室

## 3 議 題

- (1) 海面における漁業権免許について
- (2) 漁業許可の公示について

## 漁業の免許申請者の適格性に係る審査結果

## 1. 漁業法第 71 条第 1 項に規定する免許をしない場合の要件に該当しないこと。

漁業法第 71 条第 1 項	審査結果	理由
一 申請者が第 72 条に規定する適格性を有する者でないとき。	適正	次項 2 の審査により適正であると考えられるため。
二 海区漁場計画の内容と異なる申請があったとき。	適正	申請内容は、令和 4 年 5 月 31 日付け大阪府告示第 771 号で公示した海区漁場計画（区第 23 号）の内容と同一であるため。
三 その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。	適正	免許を受けようとするかき養殖業は、現在大阪府の海域において 7 漁業協同組合（泉佐野、田尻、岡田浦、尾崎、西鳥取、下荘、深日）に免許している。今回、免許する漁場は、これまで養殖業など漁場として利用されていなかった海域であり、加えて、7 漁業協同組合（既免許漁協は泉佐野のみ）が共同で養殖業を行うものであることから、漁業権の不当な集中に至るおそれはないため。
四 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。	適正	免許を受けようとする漁場の区域は、一般海域であり、他人の所有又は占有がないことを確認しているため。

2. 漁業法第 72 条第 2 項に規定する免許についての適格性を有すること。

漁業法第 72 条第 2 項	審査結果	理由
関係地区の全部又は一部をその地区（定款に定める組合の地区）内に含む漁業協同組合であること。	適正	参考資料 1 - 2 の 1 のとおり、申請者の 7 漁業協同組合はいずれも、定款に定める組合の地区に海区漁場計画の関係地区の一部を含んでいるため。
二 その組合員のうち関係地区内に住所を有し 1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数が、関係地区内に住所を有し 1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数の 3 分の 2 以上であること。	適正	参考資料 1 - 2 の 2 のとおり、申請者の 7 漁業協同組合以外の組合員で、関係地区内に住所を有し 1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯は存在しないことから、左記要件を満たしているため。

【審査結果】 以上 1, 2 の審査結果から、今回の申請者は適格性を有しており、申請どおり免許することが適当と判断される。

大阪府漁業調整規則第11条第3項に基づく公示内容について(案)

令和4年7月13日

1. 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可すべき船舶の数及び船舶総トン数又は漁業者の数			推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
	船舶の数	船舶の総トン数	漁業者の数				
つばす・すずき流網漁業	2隻	10トン未満	—	動力漁船の性能の基準(※)による	大阪府地先海面	つばす流網漁業: 5月1日から9月30日まで すずき流網漁業: 4月1日から12月31日まで	なし
まながつお流網漁業	1隻					6月5日から7月11日まで	さわら流網漁業許可を有する者
刺網漁業	3隻					一枚建網漁業:周年 三枚建網漁業:周年 かに建網漁業: 9月10日から11月9日まで した建網漁業: 5月1日から10月31日まで	なし
たこつぼ漁業	2隻					周年	
ひきなわ漁業	3隻					8月1日から2月15日まで	
あなごかご漁業	4隻					周年	

※「漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)」

2. 申請すべき期間

刺網漁業 : 公示日から1ヵ月間  
刺網漁業以外: 公示日から2ヵ月間